

令和 5 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 1 3 |

令和 5 年 7 月 2 0 日 (木曜日)

建設環境委員会会議録

令和5年7月20日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時36分閉議（実時間84分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第46号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第49号・市道路線の認定について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（住生活基本計画について）
 - （氷川町可燃ごみの受入れについて）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君
副委員長 谷川 登 君
委員 太田 広則 君
委員 木村 博幸 君
委員 谷口 徹 君
委員 山本 幸廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 嶋田 和博 君
市民環境部次長 岩崎 伸一 君
環境課長 中川 順一 君
循環社会推進課長 田中 和彦 君
建設部長 西 竜一 君

建設部総括審議員兼 野間 卓志 君
次長

土木課長 福浦 亮二 君

住宅課長補佐兼 村上 修一 君
市営住宅係長

総務企画部

坂本支所産業建設課長 森田 良一 君

泉支所産業建設課長 薄田 智徳 君

○記録担当書記 村上 政資 君

（午前10時00分 開会）

○副委員長（谷川 登君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会は、諸事情のため、委員会条例第12条第1項の規定により、私が代わって委員長の職務を行いますので、御了承お願いいたします。

それでは、本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関する予算、事件、条例案等につきましては特別委員会に付託となりますので、御承知お願いいたします。

◎議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○副委員長（谷川 登君） 最初に、予算議案審査に入ります。

まず、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題として、説明を求めます。

それでは、歳出の第4款・衛生費について、市民環境部から説明をお願いします。

○市民環境部長（嶋田和博君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部長の嶋田でございます。

す。

本日は、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、衛生費分につきましてですね、御審議をお願いしたいと考えております。説明のほうは岩崎次長より行いますので、よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の岩崎でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） それでは、予算書の3ページを御覧ください。

款4・衛生費で、補正前の額46億6929万6000円に補正額1918万7000円を計上し、補正後の額を46億8848万3000円とするものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

上の表、款4・衛生費、項2・生活環境費、目2・環境保全対策費で1918万7000円を補正し、補正後の額を4719万2000円とするものでございます。

内容につきましては、右側の説明欄にございますとおり、地球温暖化対策推進事業（重点交付金）に係る費用でございます。これは、物価高騰の影響を受けている市民を支援するとともに、ゼロカーボンに向けた省エネ対策の一助として、省エネ性能の高い家電への買換え経費の一部を補助する費用を補正するものでございます。

事業内容としては、令和5年8月から10月までの期間内に、市内の店舗で省エネ基準を満たした対象家電への買換えを行われた市民に対し、定額で2万円を補助するものであり、詳細につきましては別添資料に記載させていただいております。

また、特定財源といたしましては、国の新型

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金959万4000円、県の物価高騰対応生活者支援交付金959万3000円を計上いたしております。

以上で、八代市一般会計補正予算・第3号中、第4款・衛生費の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） この地球温暖化対策推進事業は、令和4年の12月にも補正で上がってますけども、そのときの目的としては、前回はですね、エネルギー等の物価高騰に伴う家庭の費用負担軽減だったんですが、今回はゼロカーボンというのが目的に付加されてますけども、その辺の経緯を分かれば教えていただきたいと思います。

○環境課長（中川順一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境課の中川でございます。

今、委員から御質問がございました目的でございますけれども、費用負担軽減というのは当然でございますけれども、本市、御承知のとおり令和4年2月にゼロカーボンシティ宣言を行ったところでございまして、この省エネ対策、省エネ家電への買換えということで、温室効果ガスの削減にもつながるというところでございまして、私どもといたしましては、各家庭において省エネ対策を進めていくことは、電気使用料の節減はもとより、温室効果ガスの削減、また、ひいてはゼロカーボンシティ実現のために非常に重要な取組というふう認識してございまして、今回の補助を通しまして省エネ性能にも目を向けてもらうことは当然なんですけども、カーボンニュートラル、ゼロカーボンにもつながる取組であるということを知りたいという考えから、そのような表記にさせていただ

いたところでございます。

以上でございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。
た。

さらにまた質問なんですけれども、補助件数が今回は900件ということで、前回の倍以上になっていますが、財源がですね、前回は国庫支出金だけだったんですが、今回は県の支出金も含めてなってますけれども、増額になった理由、その財源がプラスされた理由があれば教えていただきたいと思えます。

○環境課長（中川順一君） 環境課の中川でございます。

昨年12月定例会での補正での補助予定件数といたしましては400件に対しまして、今回900件ということで、約、おっしゃるとおり倍増という形になってございます。こちらにつきましては、省エネ家電の買換え需要等につきましていろいろお聞きしましたところ、やはり夏と冬の買換えの需要が高いということと、それから、これ、算定するに当たりましては、廃棄台数から推定しておるところでございますけれども、前回の家電の買換えの補助の状況を踏まえまして、今回900件として算定したところでございます。

また、財源につきましては、前回は全額、新型コロナの臨時交付金でございました。今回は、先ほど御説明いたしましたとおり、約半分を国の交付金、それから、半分を県の交付金といたしております。当初、私どもといたしましては、全額国の交付金を想定しておりましたけれども、県の交付金につきましてもですね、この補助事業につきまして充当が可能と、また、併用も可能ということになりまして、予算化の途上においてですね、そのような判断になったというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

○委員（谷口 徹君） はい、ありがとうございます。
いました。

最後にですね、前回はエアコンが省エネ基準達成率114%の機種が対象だったんですけども、今回は100%というふうになっています。その基準年が2010年と2027年、違うんですけども、その辺の基準の違いというのも教えていただけますでしょうか。

○環境課長（中川順一君） 環境課の中川でございます。

今回の補助対象製品といたしまして、冷蔵庫につきましては前回同様といたしておるところでございますが、エアコンにつきましては、目標年度を2027年度の省エネ基準達成率100%。前回は目標年度2010年度の基準達成率が114%といたしておりまして、エアコンにつきましては省エネ基準達成率を変更いたしましたところでございます。

省エネ基準達成率につきましては、御承知かと思えますけど、家電製品などに定められておりまして、定期的に見直しながなされているような状況でございます。

エアコンにつきましては、昨年10月からですね、実は目標年度2010年度のもの2027年度のもの併用使用されているような状況でございましたが、今度の10月からは2027年度の基準のみしか表示できなくなるということ踏まえまして、2027年度の省エネ基準達成率のほうへ変更させていただいたところでございます。

また、100%といいますのは、国の交付金の趣旨上、省エネ性能の高い家電への買換えに対する交付金という目的がございまして、少なくとも我々としていたしましては、新基準でもございまして100%以上ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

た。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 期間のことですが、3か月間ということで、これはさておき、8月1日からということの3か月については、先ほど需要期間というのが夏場と冬場とありますが、一般の方々には夏場に買換えようかというときには、どうしても工事関係とかそういうことで早くからですね、5月、6月ぐらい、よそが混まんときにですね、買換えをよくされたのかなと思うんですけど、8月からという、よっぽどそのとき壊れん限りはですね、買換えというのはなかなか今さらというのがあるかもしれませんが、そういうことであるですね、せめて、ちょっと議会がですね、7月開会の議会になって、6月定例会がちょっと遅れておりますが、これをせめて一月前倒しぐらいで7月からの買換えの方についても救済措置か何かというのはできないかなと、ちょっと今思ったところですけど、8月からにされた理由というのはやっぱり議会のことだったのかなと思っておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○環境課長（中川順一君） 環境課の中川でございます。

補助の期間につきましては、やはり議決後ということですね、考えておるところでございます。

しかしながら、8月1日ということで、もう期間も御予算認めていただければ、期間がございませんので、我々としましてはその周知にですね、しっかり取り組んでいきたいと思っております。具体的には、今回、予算計上させていただいておりますけれども、市報への折り込みチラシとしてはどうしても9月号ということになってまいりますけれども、それ以外にも市のホームページでございましたり、あと、こちらのほうで発行しております環境情報紙しろくま

だよりというのがございますが、こちらのほうをできるだけ早く町内回覧のほうをお願いしたいと考えております。また、家電の販売店のほうにもですね、個別にですね、連絡をですね、していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○市民環境部長（嶋田和博君） ちょっと補足させていただきますけども、7月分ですかね、遡及適用できないかということなんですが、今回の新基準につきましてはかなりハードルが高うございます。価格帯としても通常のエアコンと比べてかなり高いということですね、何らかのインセンティブがないとなかなかそれを購入しようという動機づけがありません。恐らくですね、今回、もう既にも買われた物に手当をしようと思っても、その対象というのは非常に少ないかなというふうに想像します。

それと、今回のこういった省エネ家電についてのインセンティブを与えることによって、動機づけで、じゃあ少し高いけど背伸びして買っちゃおうかなという、それについては、いわゆる環境への配慮とか、ゼロカーボンに向けた取組とか、そういった意識の醸成あたり、市民の方々ですね、意識改革と行動変容まで期待してのことですので、あえて今回議決後の適用とさせていただきますいております。

以上です。

○委員（木村博幸君） 了解しました。そういう理由があつて意識づけということであればですね、救済措置なんかよりそちらのほうをやれば優先ということを理解しました。ありがとうございました。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） この事業は推進の事業ということで理解をしておるわけですよね。今、執行部が説明なされたように理解をいたし

ました。いろいろと問題はありますよね。その中で1つだけですね、これ、先着順というのを掲げるとるじゃなかですか。これ、先着順が、我々議会から言わせれば、やはり執行部というのが自治体である以上はですね、不公平さをなくすというのが一番大事なことだよ。公平性を保つということが。そういうわけで、指摘じゃないですけども、この先着順で書かれた意味をちょっと聞かせてください。

○環境課長（中川順一君） 環境課の中川でございます。

委員おっしゃるとおり、公平性という観点からの先着順というのはいかがかというところであるかと思えますけれども、限られた予算の中、我々としましては、3か月間の中ですね、十分な予算というふうに認識が、今回計上させていただいておるところではございますけれども、先着順というところで、限られた予算というところもございまして、そのような記載にさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○市民環境部次長（岩崎伸一君） 補足で説明させていただきます。

前回、12月補正でお願いしたときにも、当初は400件程度だったんですが、800件ほどに増やしまして、実績として合計で763件、予算内にきちんと収まった形で補助ができたところもございまして、先般の委員の御指摘にもあったとおり、やっぱりちゃんと行き届かせる。申請されたけども、それでも補助ができないというふうなことはないように、今回、900件というしっかりとした数のほうを準備させていただいてる。

ただ、書きぶりとしては先着となっておりますけれども、我々としては、申請いただいた方には全て行き通るというところをバックのほうに制度としてちゃんと準備しまして、それで補助させていただきたいというふうに考えてるところで

ございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 今、次長の説明の中でですね、そういう説明をさっきからずっとはっきり言って、分析じゃないですけどね、今の答弁の中で。まずは市民への周知、この推進の事業ということを入念に入れておかなければいけないですよ。どうやって推進をしていくかということは、これはやっぱり市民の方々の不公平さというのが、これはもし漏れた方があったときですよ、じゃあどう対処するのか。必ず行政に対する不平不満というのは出てくるわけですよ。そういうことを考えた中で、周知の徹底はもう何かでされておると思うんで、それは信頼をしておりますけどですね。今後、その周知の方法というのをどのような方法でなされるか分かりませんが、徹底をした中で、もしこの900件以上、1000件以上になったときに、やはり先着順となったときには。この先着順というのは何かひっかかるんですよ。市民の方に自治体が先着順で受付をしてから、じゃあ、あなたは駄目ですよと、何時何分に締め切ったから駄目ですよという、こういう対応というのは、私は自治体はすべきじゃないというふうに思うんですね。ですから、これは削除するか何かしたらいいんじゃないかと思えますけどもね。先着順というのは。もう既に、先ほど来、中川課長が説明されたように、いろいろと積算をされた中でのですね、結果だと思えるんですよ。そういう中で私は理解をします、今回の予算計上というのは。そうであればですね、この先着順というのは何かおかしいなというような気持ちがしてならないんですけども、いかがですかね。

いや、削除しなくてもいいんですよ。

○市民環境部長（嶋田和博君） 先ほど次長も説明しましたとおり、前回のこちらの第1弾を実施する際にも、山本委員のほうから御指摘を

いただいております。実際、当初の予算を上回る申請がありまして、その後、交付金の枠がございましたので、それで対応させていただきました。今回につきましてもですね、不公平性が生じないように、臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（太田広則君） 先ほど来からちょっと出てるのをちょっと総括的に、ちょっと意見を言いたいと思います。

8月から、8、9、10という3か月でエアコン、冷蔵庫。冷蔵庫は、基本的に壊れないと買い換ええないと思うんですね。だから、買い換えに特化してるのであれば、増設も駄目なんだ、増大も駄目なんだであればですね、やっぱり一番、エアコンもそうですよ、6月、7月ですよ。今の時期ですよ、買い換える。この方々は8月からの遡って1か月間の領収証を持ってきてくださいというあれがないようですので、ここで線引いたときの差というのをね、もうちょっと時期を、議会は遅くあったとしても、もっと早くね、この猛暑の時期にこういうのを上げてほしかったなというふうにちょっと残念に思っております。

以上です。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 先ほど、中川課長の冒頭の説明で、地球温暖化対策実行計画の話があったと思うんですけども、こちら、策定が済みましたら、ちょっとその概要についてお知らせいただければと思います。お願いいたします。

（「意見だけん」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 意見ですので、意見で終わります。ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 意見ですね。太田委員とかぶりますけど、やっぱり需要期間というのがあって、私はですね、知り合いに——工事業者の方とお話ししたことがあるんですが、夏場の工事なんて、それはとても屋根の上には上げませんと。死に物狂いですと。水なんか飲んだって追いつきませんと。まず、立っとなれませんというようなことで、この時期の買換えの工事に入られる業者の方々、非常に大変ということですので、どうしても私たちに勧められるのは、涼しいうち、4月、5月、6月、この辺には終わるように発注していただくと、私たちは非常に助かりますと。需要が混み合いますが、それでも暑いときに比べると非常に私たちは作業をやりやすいということを聞いておりますので、こういう案件が次回あれば、早めのほうにですね、予算につけていただければなと思います。

以上です。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で第4款・衛生費について終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時23分 小会）

（午前10時24分 本会）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費及び10款・災害復旧について、建設部から説明願います。

○建設部長（西 竜一君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の西でございます。

それでは、本委員会に付託されました議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・

第3号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の野間でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、お手元の議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

17ページをお開きいただき、下段の表を御確認ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費は、補正額2360万を増額補正し、4億6930万3000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金の防災・減災対策等強化事業補助金が1180万円、地方債の過疎債が1180万円でございます。

補正額の内訳は、節12・委託料を360万円、節14・工事請負費を2000万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第43号、建設部所管分の3ページを御確認ください。

拡大図に示すとおり、工事箇所は坂本町のさかもと温泉センターに通じる市道温泉センター線になります。

4ページをお願いします。

令和5年3月29日及び4月16日の2度にわたり、下の写真①、②にお示ししますとおり、のり面の一部が崩壊し、一時的に全面通行止めとなりました。その後、崩土の撤去や仮設の土留め工事などを実施し、現在は交通を開放しているところです。

今回の補正は、早急に安全な通行を確保する

必要があることから、国の防災・減災対策等強化事業を活用し、平面図や横断図に示すとおり、のり面保護工事を行うものでございます。

それでは、予算書に戻っていただき、19ページ、下段の表を御確認ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額3300万円を増額補正し、8億2696万6000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金が2201万1000円、地方債の災害復旧事業債が980万円、一般財源118万9000円でございます。

補正額の内訳は、節14・工事請負費を3300万円増額するものでございます。

別冊の委員会資料、議案第43号、建設部所管分の5ページを御覧ください。

この事業は、昨年10月に本委員会で御視察いただきました令和4年9月の台風14号で被災しました八八重・四方田線の地滑り箇所の災害復旧工事になります。

6ページをお願いします。

黄色の破線で示している地滑り箇所での道路復旧には相当な時間を要することから、赤実線で示す位置に迂回路を設けることとしております。地滑りの影響範囲等を現地で再度調査した結果、経路の変更が必要となったため、今回、事業費の増額分を補正するものでございます。

以上、議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 温泉センター線の件で

すけれども、令和3年の9月にもり面のモルタル吹きつけに空洞クラックがあったということで工事がなされ、補正予算が組まれましたけれども、今回はこの箇所とは別のところになりますかね。

○坂本支所産業建設課長（森田良一君） 森田です。よろしくお願いします。

今回の箇所は、前回の位置より起点側に約90メートル手前の地点となります。

以上です。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

この路線は、結構のり面が崩れたりとかする危険がほかにもはらんでるような道路なんでしょうか。

○坂本支所産業建設課長（森田良一君） のり面以外の状況については、状況に応じて対応することになっています。すいません。

○委員（谷口 徹君） すいません、質問の仕方が悪かったです。

路線自体が結構のり面とか急傾斜地が多くて、そのような工事が今後もあるのかどうか、可能性があるかどうかをお聞きしたかったです。

○坂本支所産業建設課長（森田良一君） 失礼しました。

この路線では実施しておりません。

○建設部長（西 竜一君） すいません、補足させていただきます。

当該路線につきましては、のり面等ですね、調査等はですね、実施はしているんですが、実際問題破損箇所が見つければですね、その都度対応しているというような状況で、最近では、令和3年のほうにですね、補正予算でさせていただきました。もともと吹きつけをしたところがひび割れと浮きが目立ったということで、実際そこをですね、新たにのり面ですね、吹きつけ工事を行っています。

この路線につきましては、おっしゃるとおり崖等がありますので、場所場所によってはですね、落石防護柵であったり、先ほど言いましたのり面の工事であったりというのを行っております。

ですので、今回のところにつきましてはですね、落石防護柵等はですね、設置してあったところではございますが、のり面自体がですね、崩壊したということになっております。

この路線につきましてはですね、そういう形でいろんな保護工事等は、現在、進んでおるところでございますが、必要な箇所については随時やってるということで、今回起こったところは昨年に続いた別の場所ということになります。

以上、説明を終わります。

○副委員長（谷川 登君） いいですか。

○委員（谷口 徹君） はい、ありがとうございます。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 災害復旧で説明をいただいたんですが、これ、先ほど来、私たち委員会で現地の視察を、地滑りの状況を視察をいたしましたですね。あの地点かな。あの場所かな。（「そうです。泉のですね」と呼ぶ者あり）迂回路ということで、その現場での質問をし、その地域住民の方々もですね、急いで迂回路の復旧をしていただきたいと。迂回路を造っていただきたいという、そういう要望もあって、今、委員長を務めておられます地元の議員がですね、一生懸命御発言をされた。今、ちょっと浮かんで来たんですけども。地滑りのこの地域については、迂回路ができなければ手つかずの状態の状況なんですか。それとももう工事は着々と進んでいるんですか。そこまでは確認させてください。

○建設部長（西 竜一君） この地滑りの箇所

につきましては、地盤の調査が必要ということで、今、ボーリング等をですね、行なって、とか、ひずみ計を使いまして、今、観測を続けているところでございます。この状況のですね、観測を、長期間になるんですが、それを続けまして、のり面の状況がどういうふうになっているかというのをですね、その観測データをもって判断してですね、復旧工事には取りかかりたいというふうに考えておりますので、今やっているのはその地盤調査を行っているということで、それに長期間かかりますので迂回路を設置するという工事を発注しようということで補正等を組ませていただいております。

○委員（山本幸廣君） 今、西部長が説明をされたのが、当時の現場で説明されたその考え方とほとんど変わらないんですよ。私が聞いた内容ではですね。その当時も同じような状況で、早く地盤等々のですね、ボーリング等々をしなきゃいけないということで、私は理解をいたしておるんですけども。どうしても、その迂回路がなければその工事もできないような状況だと思うんですけども、工事は下からできるんですよ。それはいつ頃から、そしたら、めどは立っているんですか、検査が終わるといふ。

○建設部長（西 竜一君） 今、地盤調査を続けているということですね、継続的に調査をしなければ地盤の動向が見込めないということで、最低でもですね、1年はしなくちゃいけないものと。来年の梅雨時期ぐらいまでとかですね、そういうスパンでの調査ということになりますので、その観測結果を、継続的にですね、調査をしております。ここで早くですね、その判断がつけばですね、工事に入ることになりますので、大きな山でございますので長期に観測をしなくてはならないという状況ですので、すみません、今の段階でいつ頃に復旧工事に着手しますとかいふお話はちょっとできないような状態でございます。申し訳ありません。

○委員（山本幸廣君） 御理解いたします。この補正の3300万円の補正については、これで足りませんか。

○建設部長（西 竜一君） 実は、迂回路を設置しますということで、当初予算でですね、組んでおりました。ところが、その中でどのルート迂回路を通すかということ調査しましたところ、ちょっと大きく迂回しなくてはいけないというような状況が出てきましたので、今回、その追加分を補正させていただいてことで、当初予算及び今回の補正予算で迂回路の設置工事は完了するというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 事業費が6200万円ということで、事業費の額が出ておりますので、その追加についてというのは2工区か何かかな、その3300万円。その迂回路をしなきゃいけないということに進めていただいとるわけですけど、一日も早く、やっぱ迂回路が完成できるように努力をしていただきたいと思いません。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 今出てます四方田線の迂回路等の件ですが、実際私も見に行ったときに、かなりやっぱ大きなことで期間かかるなということでの迂回路なんですけど、この迂回路についてですが、幅が3メートルということと、この地図では分かりづらいですけど、結構鋭角に曲がってるところがあるので、非常に危ないところでの迂回路のところがあるのかなということで、実際、離合するところを適所に設けてあげないと、なかなかどちらかがバックセにゃんというところで、適切な位置に離合する場所をですね、設けてあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○泉支所産業建設課長（薄田智徳君） 泉産業建設課の薄田です。おはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

今回の迂回路の設計ですけれども、あくまでも応急、仮の道としておりますので、一応3メートルとしております。現在のところ、迂回路等は設置の計画はございませんが、今後、地元の方が利用するに当たりまして必要と判断されれば、変更等で対応可能な分は対応していきたいと思っております。

また、線形の急カーブ等につきましては、結構縦断勾配とかがちょっと厳しい関係で、いろいろ4ルートほど検討したんですけれども、一番カーブも緩く、検討した結果でございます。

以上、お答えといたします。

○委員(木村博幸君) 離合箇所は検討されてたんでしょうか。

○泉支所産業建設課長(薄田智徳君) 離合箇所は、今のところ検討はしておりません。

○副委員長(谷川 登君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(谷川 登君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員(木村博幸君) 先ほどの質問の続きになりますが、恐らく長い間、この迂回ルートを使う形になると思います。地域のやっぱり観光業の方も若干いらっしゃいまして、早く国見岳に人が戻ってもらえるようにしてくださいということで、やっぱりこの迂回路は、シーズンによってはですね、皆さんが認知するようになるのかなと。地元の方はそれを願ってる方もいらっしゃいますので、どうしても混み合ってしまうのが下がらせてですね、危ない道に行くようなことがないように、やっぱり離合箇所はですね、適切などころに設けてあげたほうが、長期になると思うのでですね、造っていただければなどというお願いになります。ぜひそういうこと

で、うまくいけばですね、これで少しでも国見岳のほうにお客さんが来るようなことで、泉の観光にも少しでも寄与できればなというところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長(谷川 登君) ほかにありませんか。

○委員(谷口 徹君) 温泉センター線の件ですけれども、温泉センターの営業に配慮した上でですね、工事のほうをやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○副委員長(谷川 登君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(谷川 登君) なければ、これより採決いたします。

議案第43号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○副委員長(谷川 登君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時43分 小会)

(午前10時47分 本会)

◎議案第46号・専決処分の報告及びその承認について(令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号(関係分))

○副委員長(谷川 登君) 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長(西 竜一君) それでは、引き続き、本委員会に付託されました議案第46号・

専決処分¹の報告及び承認についての令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号の建設部所管分につきまして、野間総括審議員兼次長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） 建設部の野間でございます。よろしく願いします。着座にて説明させていただきます。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（野間卓志君） それでは、お手元の議案第46号・専決処分¹の報告及びその承認についてをお願いいたします。

27ページをお開きいただき、中段の表を御確認ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目5・区画整理費は、補正額2170万円を増額補正し1億7529万4000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、その他として2170万円。これは、八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入を財源としております。

補正額の内訳は、右の説明欄に記載のとおり、八千把地区土地区画整理事業基金事業として、節24・積立金2170万円を積み立て、増額したものでございます。

別冊の委員会資料、議案第46号、建設部所管分の2ページの保留地全体位置図を御確認ください。

令和4年度は、凡例にあります水色の保留地7区画を販売いたしました。そのうち、左上の青囲みの保留地12-1については、平成28年度から販売しており、これまで長く契約に至らなかったため、令和4年度の本事業の積立金、予算計上については、新規に販売を開始した図面中央に示す赤囲みの令和4年度新規保留地6区画について予算計上をしておりました。今回、青囲みの保留地12-1が販売できたことに加え、令和4年度新規保留地の6区画のう

ち、契約保留が1区画あり、基金への積立額が年度末まで確定しなかったため、確定後に専決処分¹を行ったものでございます。

以上、議案第46号・専決処分¹の報告及びその承認について、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（谷川 登君） それでは、以上の分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 12-1が長年転売できなかったんですね。これは別として、この八千把の区画整理事業、長い長い年月をたどっておるんですね。最終的にめどは大体、めどって言うといかん、事業の完成というのの方向性は執行部としてはもうつかんでおられると思うんですが、そこら、どうですか。意見の中で意見じゃないんですけど、ちょっと質問になりますけども。

○副委員長（谷川 登君） 意見として。

○委員（山本幸廣君） 今、意見ですので、私は意見として、答えなければいいんですが、そういう方向性の中でですね、いつ頃まで事業の完了するかなということをよろしければ後で私のほうにお知らせいただければと思います。

○副委員長（谷川 登君） それでよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、採決いたします。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分¹の報告及び承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○副委員長(谷川 登君) 挙手全員と認め、
本案は承認されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

(午前10時53分 小会)

(午前10時54分 本会)

◎議案第49号・市道路線の認定について

○副委員長(谷川 登君) 本会に戻します。

次に、議案第49号・市道路線の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○土木課長(福浦亮二君) おはようございます。
。「おはようございます」と呼ぶ者あり
土木課の福浦でございます。

議案第49号・市道路線の認定についてを説明いたします。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○副委員長(谷川 登君) どうぞ。

○土木課長(福浦亮二君) それでは、議案書によって説明させていただきます。

まず、議案書の45ページをお開きください。

今回、認定をお願いする路線は、泉支所管内の路線番号157号、落合線でございます。起点と終点につきましては、表にお示ししているとおりでございます。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますことから、今回提案させていただいたものでございます。

議案書の46ページに、認定路線の位置図を示しておりますので、御確認ください。

この落合線につきましては、これまで県道として市民の生活で利用されておりました。今回、熊本県の道路改良工事により新たにバイパス道路が完成したことに伴い、地図に記載している落合線を市道として認定するものでございます。

なお、破線部分の新バイパス道路部分については、県道久連子落合線となる予定でございます。

以上で、議案第49号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長(谷川 登君) それでは、以上の分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(谷口 徹君) すみません、この新バイパス道路ですけども、県の仕事なんですけど、これでもう完成ですかね。延伸、先に伸びるといっていいんですか。

○泉支所産業建設課長(薄田智徳君) 延伸についてでございますが、現時点では明確にお答えできませんけれども、事業効果を上げるためにも先の県道小川泉線へ接続できるように継続して要望してまいりたいと思っております。

○委員(谷口 徹君) 県道久連子落合線には非常ですね、アクセスがよくなって、県道小川泉線のほうがちょっと取り残されたような形でしたので質問いたしました。今のお聞きして、要望のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○副委員長(谷川 登君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(谷川 登君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(谷川 登君) なければ、これより採決いたします。

議案第49号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○副委員長(谷川 登君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部は御退席ください。

(執行部 退席)

○副委員長(谷川 登君) 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(谷川 登君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

(住生活基本計画について)

(氷川町可燃ごみの受入れについて)

○副委員長(谷川 登君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件、生活環境に関する諸問題の調査に関して1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

小会いたします。

(午前10時59分 小会)

(午前11時00分 本会)

○副委員長(谷川 登君) 本会に戻します。

それでは、まず、住生活基本計画について説明を願います。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長(村上修一君)

おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)住宅課の村上でございます。

今回、改定作業を終えました八代市住生活基本計画(案)について御説明をさせていただきます。着座にて御説明させていただきます。

○副委員長(谷川 登君) どうぞ。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長(村上修一君)

資料は2部用意をさせていただいております。まず、資料1の住生活基本計画に関する説明、こちらを御覧いただけますでしょうか。

それでは、1、改定の経緯でございますが、この住生活基本計画といいますのは、平成18年に制定されました住生活基本法を基に、国と各都道府県が制定する住生活の安定と向上を目的とした計画となります。

この計画は、おおむね5年ごとに見直しが行われ、国においては現状の情勢を考慮した新たな住生活基本計画を令和3年3月に閣議決定されました。それを受け、熊本県においては、翌年である令和4年3月に熊本県住宅マスタープランとして策定をされていらっしゃいます。

今回御説明させていただきますのは、八代市住生活基本計画の改定版、いわゆる前計画の計画年次が平成25年5月から10年間となっておりますので、令和5年度中に改定を行う必要がございました。そのため、昨年度より策定作業を進めており、このたび第2次八代市住生活基本計画(案)の策定に至ったということでございます。

次に、2、委員会等の開催実績と3、改定案策定までの経緯でございますが、この計画を策定するために庁内に関係各課かいを構成メンバーとする作業部会を、それに各分野の専門家をメンバーとする策定委員会を設け、作業を行ってきました。各会の開催実績と協議内容、また、策定作業については、資料に記載してあるとおりとなります。

資料の最後に今後のスケジュールを掲載しておりますが、去る6月12日から30日の約3週間をかけてパブリックコメントを実施してま

いりました。市のホームページや本庁、あるいは各支所にて計画案の掲示や御意見、御指摘等の募集を行ったところ、実績としましては、残念ながらゼロ件でございました。今月中には作業を全て完了させまして、7月末にはホームページなどで公表をしていければというふうに考えております。

それでは、今回改定版として策定しました第2次八代市住生活基本計画（案）でございますが、こちら、百数ページの内容を説明しますと時間もかかりますので、今回は概要版として内容を取りまとめたものを本日の説明用資料として配付をさせていただいているカラーの資料となりますので、こちらのほうを御覧いただければと思います。

本計画案につきましては、第1章はじめにから、第7章計画の推進に向けて構成しております。

まず、第1章はじめにでは、計画の背景と目的、位置づけと計画年次などを定めております。これは、先ほども御説明しましたので割愛をさせていただきますけれども、計画期間につきましては、令和5年から令和14年までの向こう10年間といたしております。

次に、第2章住生活を取り巻く現状についてでございます。社会環境の変化として、多発する自然災害、脱炭素社会やSDGsに向けた取組の推進、あるいは住環境や働き方の変化などの現状を踏まえまして、また一方では、国や県の動向や本市の第2次総合計画などの各種計画との整合性を図りながら、本市に置かれている様々な現況、土地利用や人口推移など、現状を整理した中で見えてきたこととして、中ほどにありますけれども、65歳以上の単身世帯や独り親世帯が増加傾向にあるということ、また、持家率が高いが、近年は市街地部で民間借家が増加傾向にあるということ、さらに、空き家率が15.6%と県平均より高く、増加傾向にある

という、こういったことが分かりました。

次に、第3章市民アンケート、事業者ヒアリングの調査結果を掲載をしております。市民アンケートは、市民の方約3000人の方を抽出しまして、サンプル数1114人、回収率38%となっております。事業者ヒアリングは、市内の住宅や不動産関連を業とする事業者へのヒアリングを行っております。

まず、市民アンケートの結果をみますと、市民の皆さんは八代に住み続けたいという居留意向が非常に高いという、こういった結果が出ております。一方、熊本地震や令和2年7月豪雨災害の経験から、全般的に自然災害に強い安全な住環境づくりが重要であると考えている方が多く、ほかに、公共交通や買物などの利便性について不満があるということや、そのほかに、増え続ける空き家対策の充実を求めているということが分かりました。

また、年代別で見えますと、20代、30代では、子育て世代に対する住宅確保の支援、そして、中高年齢世代では、高齢者などへの生活の支援を望んでいるということが分かりました。

次に、第4章住生活に関する課題としましては、現状分析、アンケート調査などを踏まえ、4つの視点で課題整理を行っております。

まず1番目が、災害に備え安全に暮らせる住まいの確保です。これは、先ほどお伝えしました熊本地震や令和2年7月豪雨災害のような大規模災害に対して、住宅や住環境における安全性の確保に向けた取組が必要であるということ。

2番目が、誰もが安心して暮らせる住まいの確保として、高齢者や障害者を含めた誰もが安心して暮らせ、特に、高齢者や子育て世代が暮らしやすい住環境の整備が求められているということ。また、住宅確保要配慮者へのセーフティネットの支援として、市営住宅などへの入

居促進が必要であるということ。

3番目が、快適に暮らせる住環境の確保として、持続可能な社会の構築に向け、増加する空き家などを含む住宅ストックの活用促進として、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進や木材の利用、そして、リフォームの促進などが必要だということ。

最後、4番目として、八代市および各地域の特性を活かした住環境の確保として、地域特性を活かした豊かな住環境の確保やニューノーマル社会への対応として、新しく生まれた常識や状態への対応がこれからは必要だということです。

これらのことを踏まえて、第5章で基本理念と目標を設定しております。

まず、基本理念として、やつしろの魅力を活かした安全・安心、快適で持続可能な住生活の実現としております。

また、基本目標として、基本目標の1、災害に備え安全に暮らせる住まい・まちづくり、基本目標の2として、誰もが安心して暮らせる住まい・まちづくり、基本目標3、快適に暮らせる住まい・まちづくり、基本目標4、八代市および各地域の特性を活かした住まい・まちづくりとしております。

この4つの基本目標に関する住宅施策の展開、そして、個別の取組事例を第6章住宅施策の展開として、様々な具体的な取組方を記載しております。今回は時間の都合上、全ては説明いたしません、第5章で示しました4つの基本目標の実現に向けて考えられる施策及び取組を掲載しております。

さらに、住生活基本計画の目標実現に向けた基本方針について、その達成状況を市民や住宅関連事業者、行政などが評価できるように成果指標を定めております。それぞれの施策がどれくらい達成できているか、すなわち施策の成果を把握していくためのものとして、10年間で

目指していく数値目標の項目と水準を成果指標として示しています。この指標を定期的に検証していくことで目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、施策などの見直しを適宜行ってまいります。中間年次の令和9年に中間年次としての評価、そして、最終年次の令和14年に目標としての評価を行いまして、次の計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

最後に第7章計画の推進に向けてとして、庁内の体制づくりや国、県との広域的な連携、あるいは民間事業者との連携、それに市民との協働を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上が、第2次八代市住生活基本計画（案）の概要となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副委員長（谷川 登君） 本件について何か質疑、御意見はありませんか。

○委員（太田広則君） ありがとうございます。ちょっと確認です。第6章のところの市営住宅の長寿命化計画改善事業実施率が、令和14年度で100%を目標というのは分かるんですけども、令和9年度で93%、5年間で7%ですよね。令和2年が、今、37.3%ということで、すごいスピードアップでこの14年に向かっていくんじゃないかなという気がしてならないんですが、令和5年度、今はどのぐらいの実施率なんでしょうか。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

こちらについては、2年前である令和3年2月に策定しました第2期八代市営住宅長寿命化計画なんですけども、こちらは10年計画である令和12年度までの計画につきましては、現在のところ若干遅れはあるものの、履行できるように毎年度予算化を行って計画的な修繕に努めているところでございます。

今回は令和14年度までの計画期間としているため、12年度まで長寿命化計画に位置づけている計画修繕を、2年遅れの令和14年度までに100%にですね、達成できるようにしたいというふうに考えておりますので、現在のところについては37.3%なんですけども、令和5年では40%近くには行っているというようなどころでございます。

○委員（太田広則君） いいんだけど、相当なタイトなパーセントアップだなあと言ってるんで、具体的にはどういうことが進む——相当のスピードで行きますよね。5年から9年の間に、今50ぐらいだとして、40%ぐらいの計画で行くっちゃうことは何か根拠が。要は、市営住宅は非常に老朽化してるんで、長寿命化をどんどん進めるんだなという、この目標に見えるもんですから、何か納得できるような、パーセンテージがこんなにアップするという根拠をちょっと聞いておきたいなと思ってるんですけど。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

正直言ったところ、根拠というのはないんですけども、この長寿命化計画に基づく計画にしっかりと履行できるように予算化をしてですね、今、お話しさせていただいたとおり2年遅れで履行してるような状況なんですけども、その2年遅れを令和14年、この住生活基本計画の目標年次に向けてしっかりと履行できるというふうに、私ども考えているところでございます。

○委員（太田広則君） いいんですけど、今からの話なんで。

これ、中間発表というか、我々建設環境委員会にはその都度何かこの進捗率というか、あるんですかね。令和9年に今度は我々に説明という形になるんですか。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

評価検証についてはですね、毎年度、自前で

ですね、今後行っていきたいというふうに思っております。まず、中間年度については国と県が5年ごとに見直しを行いますので、その見直し結果を踏まえて市独自でですね、評価検証を行ったものを、見直しをできるものは見直しを行う。そういったことを今後行っていければというふうに考えております。

○委員（太田広則君） 市営住宅のですね、老朽化してるのを重々分かった上で質問してるんで、このパーセントを本当にこの計画どおりですね、いけるようによろしく願いしときます。

以上です。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、村上課長補佐から説明を受けてですね、本当にこれだけよく関係各位の方々がまとめて基本計画をつくっていただいたなということを感じております。

説明の中でもあったようにですね、私は、これの計画を令和14年かな、最後、私は生きておるか分からないんですけども、本当に素晴らしい計画の中で、どうしても最終的には予算が伴うんですね。予算が伴って本当の快適な住まいづくりをこの八代市は、よその自治体より短期間の中で計画どおり進めた。結果としてですね、進めたというのがですね、市民の方々も含めてそういう認識を持つようなですね、私は、基本計画であってほしいなというふうに思いますし、この予算が、担当としては計画しましたから、いろんなところに予算が伴うと思うんですけども、国、県が八代市の中で住生活基本法からずっとですね、県は新しいくまもと創造に向けた基本方針、八代市は第2次八代市総合計画の中で令和7年までの中で、令和14年までに基本計画を進めていくと。国と県と八代市の予算、この全体の予算の補助率というのはほとんど確認の上でこの計画をつくられたんで

すね。そこら辺りをちょっと確認させてください。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

このまさしく住生活基本計画といえますのは、住宅政策を総合的に進める上の最上位計画でございます。行政内部はもとより、民間事業者への、そしてまた住民に対して、住宅政策の将来目標とその実現方法を示す計画として機能しています。

また一方、この計画をつくることによって社会資本整備総合交付金の活用ができるということが出来ます。これは、45%活用ができますので、約半分の補助を活用して新たな住宅を造る、あるいは計画的な大規模修繕を行うというものに財源として充てる計画とさせていただいております。

○委員（山本幸廣君） 今、お聞きしてから少し安堵したんですけども、そのパーセントを上げるためにもですね、私は、最近、八代市の負担率を下げ、県、国の補助率を上げていただきたいという要望、常に担当の方々にもお願いしてるんですけども、我々も、議会も努力しないけません。それは、八代市の財政を見ながらですね、こういう発言をしとるわけですよ。今回についても2分の1、50%ぐらいということで、それを60%にするのか、70%にするのか、なるだけ市の負担を下げながら新しい新住生活基本計画の中でですね、実施をしていただければなど、そのように思って、今、説明の中でふと感じたもんですから、こういう質疑をしたわけでありますので、よろしくお願ひしときます。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） この概要版ですが、先ほど山本委員も言われたように、非常に今後の10年間を明るく照らすような非常によい内容によくまとめられてあるなと思います。成果指

標がやっぱり太田委員も言われたように、過程が少し飛んでるところもありますが、逆にこれでいいのかなというところもあるんです。それは、やっぱり市内連携、国、県といろいろ進めると最後にありましたが、その中、何ですかね、脱炭素社会に向けた取組のところの推進ですけど、それが絡むのが太陽光発電システムの普及率ですけど、この辺については現状が12.9%より少し上がったぐらいで、令和9年で17.8ですが、実は2030年、国が目指すCO₂削減ですね、カーボンニュートラルが2050年に向けた中の流れの過程の中、達成していくハードルは高いんですが、別の部署でもやってらっしゃると思いますが、市民環境部でやってらっしゃると思いますが、今年度、恐らく、去年予算を使って排出量を見つけてきたところで、今年はこのふうにして2030年、2050年に向かっていくロードマップみたいなことが多分出てくると思うんですよ。その中、太陽光発電システムは市としてはどのぐらい普及しましょうというのが多分出てくるかなという、そういう時期だと思います。それが照らし合わせて令和14年度が21.4%、線を引っ張るとですね、その辺にあるのかなというのが少し低いんじゃないかな。ちょっと、私は分かりませんが、もう少し上げていく必要があるのかなとちょっと。成果指標としてはもう少し上を目指されたらいいのかなというのと、やっぱり市民環境部とすり合わせして数値を合わせ込まれたらいいかなと思います。それについてのすり合わせとかはあったんでしょうか。

○住宅課長補佐兼市営住宅係長（村上修一君）

こちらの数値目標については、環境課のほうと打合せをさせていただきまして、毎年度の成果指標に基づいて大体このくらいであろうということ算定して目標値のほうを設定させていただいております。

確かに低いということはあるかもしれないんですけども、実績としてこのような数字になったということでございます。

○委員（木村博幸君） 分かりました。あくまでもこれは住宅というところの太陽光で、例えば企業さんとかですね、ほかの公共施設とか、そういったところはどんどん進むのかもしれませんが。トータルで排出量ということでの住宅でいくというお話であればそれでいいと思います。ありがとうございました。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で、住生活基本計画について終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時21分 小会）

（午前11時23分 本会）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

次に、氷川町可燃ごみの受入れについて説明願います。

○市民環境部長（嶋田和博君） 市民環境部でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

本日の所管事務調査で報告をさせていただきますのは、氷川町可燃ごみの受入れについての報告でございます。

平成30年の2月、八代市長と氷川町長との間で、確認書が取り交わされております。その内容といたしましては、将来、氷川町のごみです、八代市環境センターで受け入れる方向で、事務委託による協議を進めていくことを確認されております。

これに基づきまして、今般、協議結果がある程度整いましたので、その件につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

報告につきましては、循環社会推進課の田中

課長が報告いたします。よろしくお願いいたします。

○循環社会推進課長（田中和彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）循環社会推進課、田中です。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○副委員長（谷川 登君） どうぞ。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 失礼いたします。

それでは、お配りしております資料を基に御説明をさせていただきます。

氷川町ごみの受入れに関する主要事項でございます。

まず経緯ですけれども、今、部長のほうからございました平成30年2月、クリーンセンターの閉鎖に伴うごみ処理の事務についての協議を進めることを氷川町と確認をいたしております。

平成30年7月、こちらは、現在の八代市の環境センターの稼働が仮の試運転が開始されることを受けまして、旧4町分、千丁町、鏡町、東陽町、泉町のごみ処理に関する事務を八代生活環境事務組合より八代市のほうへ移管しております。

令和2年1月、氷川町より令和6年度からの事務委託について、正式な依頼が来てございます。

令和2年3月、氷川町のごみ減量化を前提に協議を開始する旨を、八代市から回答いたしております。

令和2年4月から委託方法、費用等についての協議を開始いたしました。

しかしながら、御存じのとおり令和2年7月の豪雨災害等がございました関係から、本格的な協議は令和3年度からスタートしておるところでございます。

そして、令和5年6月、副市長、副町長出席による協議において、下記事項につきまして一

定の合意を受けられたものでございます。

2点目、合意事項でございますけれども、まず、合意事項の1、令和6年4月1日から環境センターで氷川町の燃えるごみの焼却処理を開始する。2、委託形態は地方自治法に基づく事務委託を予定。3、氷川町は、環境センターの建設費の一部について応分を負担する。4、氷川町は、環境センターの運転費、いわゆるランニングコストですけれども、これについてごみ処理量で案分した金額を負担する。5、氷川町は、環境センターの管理委託先との追加費用、いわゆる追加契約金になりますけれども、こちらについてその全額を負担する。6、氷川町は、将来、環境センターを解体する際には、その費用について応分を負担する。この6点が基本の合意事項でございます。

今後のスケジュールですけれども、この合意に関しまして、8月7日、市長、町長によりまず覚書の締結を行う予定としております。

次に、2、事務委託に関して定めた規約を9月定例会で御審議をいただきたいと思っております。こちらにつきましては、氷川町議会でも同様の規約を審議するため、形といたしましては同文議決の形となる予定となっております。

3、9月定例会後、この同文議決が終了した後、事務委託の届出を県のほうに提出いたします。こちらにつきましては、あくまでも同文議決が成立していることが条件となります。

以上で説明と報告を終わらせていただきます。

○副委員長（谷川 登君） 本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（木村博幸君） この件についてですね、遡って一番最初から事務委託ということでこれは話が進められたというふうに、流れになっております。このごみ受入れ、環境センターのところでいくと、恐らくですね、委託の方法は事務委託と業務委託と2種類あったかと思

ます。それで、この委託の方法が事務委託になったメリット、デメリットがあると思うんですね。その辺の説明が、ちょっとこう確認しておきたいなと思ひまして、分かりやすく説明していただければと思います。

○市民環境部長（嶋田和博君） 今の委員おっしゃったのは、事務委託と、もう一つの業務委託というのは、民法上の委託契約を指しているものと理解しますが、それぞれにデメリット、メリットというのがあるわけですが、例えば民法上の委託契約となりますと、その契約については首長同士の一存で成立します。

一方、事務委託となりますと、地方自治法の規定によりまして、そのルールであります。規約を制定して議会に提案をして議決をいただくというような手続になります。

そして、経費面でいきますと、民法上の業務委託となりますと、単純にごみ処理の受入れということになります。あらかじめトン当たりの単価を定めまして収入を得るという形になりますが、事務委託となりますとその都度、毎年決算をして必要経費を請求するという形になります。

私どもといたしましては、事務委託にすることによる手続は煩雑にはなりますものの、議会に提案をし、そして、議決をいただくことによってしっかりと民意を反映させるという意味合いで丁寧に進めていきたいなというのと、毎年度決算をして、しっかりかかった経費についてはいただくというようなことで、事務委託のほうを選択したところでございます。

○副委員長（谷川 登君） よろしいですか。

○委員（木村博幸君） はい。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 経緯の説明の中に、令和2年3月、氷川町のごみ減量を前提にと書いてありますけれども、氷川町のごみ減量の取組は

どのようになるか、今、分かっている段階で教えていただければと思います。

○循環社会推進課長（田中和彦君） 氷川町におかれましては、この八代市との協議を開始するに当たりまして、以前八代市もやっておりますけれども、今、ごみの非常事態宣言等を行われてごみの減量化に取り組まれております。直近のデータでございますけれども、過去10年ほどで一番ごみの量が多かったときが、氷川町が平成28年度、約、年間で3800トンほどクリーンセンターで焼却を行われておりましたけれども、昨年度、令和4年度ですけれども、約3000トン、年間3000トンほどまで氷川町のほうが減量化を行われておるといふふうに資料のほうはいただいております。

以上です。

○副委員長（谷川 登君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で氷川町可燃ごみの受入れについて終了いたします。

執行部は御退席ください。

（執行部 退席）

○副委員長（谷川 登君） そのほか当委員会の所管事務調査については、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） なければ、以上で所管事務調査2件について、調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議をします。

小会いたします。

（午前11時32分 小会）

（午前11時35分 本会）

○副委員長（谷川 登君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、令和5年8月2日から4日までの3日間、山口県防府市、広島県呉市、広島県東広島市へ、生活環境に関する諸問題の調査のため、管外行政視察を行うとし、議長宛て派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これを御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（谷川 登君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了しました。

これをもって建設環境委員会を閉会します。

（午前11時36分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年7月20日

建設環境委員会

副委員長